

令和7年度高知県災害対策特別支援融資制度要綱

1 目的

自然災害の発生により被災した中小企業者の復旧を支援するため、必要な事業資金の確保の円滑化を図り、当該中小企業者の経営の安定に努める。

2 災害復旧融資

(1) 貸付対象者

県内において指定事業を営む中小企業者で、自然災害により事業用資産に直接被害を受けた者。ただし、取引先の被災による売掛金の回収遅延等、間接の損害のみを受けた者は対象外とする。

(2) 貸付条件等

ア 「事業用資産」とは、事業活動の拠点たる建物、構築物、支所、出張所、作業所、倉庫等（借用したものであって、被害を受けた中小企業者の負担により復旧する必要があるものを含み、業種業態に応じて、例えば、製材業における貯木場等も含む。）をいい、事業に係る機械設備、原材料、商品、在庫品等を含む。ただし、事業者及びその家族等の居住する住宅部分は対象外とする。

イ 資金使途は、災害により被害を受けた中小企業者が事業を再開するために必要な設備資金及び運転資金とする。

ウ 借入希望者は、被災した事業用資産の存する市町村の罹災証明書（別記様式 15-1）又は申込金融機関の罹災確認書（別記様式 15-2）のいずれかと所要額積算資料（別記様式 15-3）を添付しなければならない。なお、罹災確認書（別記様式 15-2）を添付した者は、後日市町村の罹災証明書（別記様式 15-1）を原則提出すること。

3 災害対策特別融資

(1) 貸付対象者

県内において指定事業を営む中小企業者で、自然災害により次のいずれかの地域内に有する事業用資産に直接被害を受けた者。ただし、取引先の被災による売掛金の回収遅延等、間接の損害のみを受けた者は対象外とする。

ア 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年法律第 150 号）の指定を受けた地域

イ 災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）の適用を受けた地域

ウ 中小企業信用保険法（昭和 25 年法律第 264 号）により経済産業大臣が指定した地域

エ アからウまでに掲げるもののほか、知事が認める地域

(2) 貸付条件等

ア 「事業用資産」とは、事業活動の拠点たる建物、構築物、支所、出張所、作業所、倉庫等（借用したものであって、被害を受けた中小企業者の負担により復旧する必要があるものを含み、業種業態に応じて、例えば、製材業における貯木場等も含む。）をいい、事業に係る機械設備、原材料、商品、在庫品等を含む。ただし、事業者及びその家族等の居住する住宅部分は対象外とする。

イ 資金使途は、災害により被害を受けた中小企業者が事業を再開するために必要な設備資金及び運転資金とする。

ウ 当融資で協会の保証付借入金の借換えを行うことができる。ただし、協会の保証制度等の種別によっては、借換えの対象とならない場合がある。

エ 借入希望者は、被災した事業用資産の存する市町村の罹災証明書（別記様式 15-1）又は申込金融機関の罹災確認書（別記様式 15-2）のいずれかと所要額積算資料（別記様式 15-3）を添付しなければならない。なお、罹

災確認書（別記様式 15－2）を添付した者は、後日市町村の罹災^り証明書（別記様式 15－1）を原則提出すること。

附則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。